時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し
一號　貳錢五厘〇一ヶ月　前金五拾錢〇三ヶ月　前金壹圓四拾五錢〇六ヶ月　前金貳圓八拾五錢〇一ヶ年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）
時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ定價ノ外ニ一ケ月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限一行以上七日以上六日迄
一行ニ付	十三錢十一錢十錢五厘

本社（寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ
時事新報社ニ達シタル投書ノ原稿ハ凡テ寄稿者ニ返ヘサズ又本社ニ保存セズ

時事新報

金の定期賣買を始むべし

世間或は相場を以て賭博と見做すものあり或は商賣の道と心得るものあり是れは獨り吾邦のみならず歐米諸國一般に行はるゝ疑問にして甲論乙駁更に歸着する所を知らざれども其是非の如何に拘はらず兎に角に相場の商賣社會に必要なるは爭ふ可らざる事實にして此點に於ては天下又異論なきに似たり扨て何が故に相場を必要なりやと尋ぬるに其理由一にして足らざれども先づ第一に商人をして正確なる物價を知らしめ事に當て頷敏活潑、能く商機を誤らしめざるの利益あり特に近來は外國との通商貿易年を逐ふて盛大となり隨て內國の諸商賣も月に日に繁昌の域に進み內外の商況ともに多々ます〳〵頻繁ならんとする今日にあらうれば此點確實なる物價を知るの必要は更に一層の重きを加へて實に內國の物價のみならず兼て又海外諸國の相場を寡知も以て一變の機を失せざるが如きは目下吾邦商人の急務中の急務なるべし然るに從來日本にて定期賣買を取り行ふ物品は米穀株式公債等にして勿論商賣社會の機關となり一方ならざる便益を世間に與へ居るには絹進なきも我輩は更に一歩を進めて諸株式公債と同じく新に金の定期賣買を始めんみとを希望するものなり其理如何となれば金銀も亦一箇の商賣品に外ならずして他の物品と等しく價の變動あるを免かれず殊に昨今の海外相場の如く一日の內に一割二割の騰變を來たす場合もなきにあらざれば其物の定期賣買を行ふ可きは固より當然のみとにして歐米諸國にも其實例ありと云へば亦以て事の必要を見るに足る可し吾日本に於ても從來銀貨のみ用ひ頃は銀の相場盛に行はれて其取引少なからざりしが明治十八年兌換紙幣となりてより銀貨賣買の要なきに至り自然廢止の運に及びたれども金貨に至ては乃ち然らず今日正に鞏强の商賣品にして價額の變動極りなきものなれば須らく定期賣買を施して正確の價を定むべき筈なるに唯僅に地金屋なぞの見込に任せて時々其相場を高低せしむるが如きは活潑機敏を主とする商賣社會にも不似合なる迂濶の沙汰にして我輩の取らざる所なり

人或は云ふ吾邦には金の現量少なくして定期の相場を行ふ程にあらずとの說のあらんかなれども是れは事の實際に通ぜざる人の僞說たるに過ぎず吾邦とても地金あり古金あり金貨あり一として賣買の資ならざるはなし公然取引を始めて買はんと欲すると欲する者の出で來る可きは無論、或は其受渡に不自由を感ずる場合には橫濱に至れば金の爲替あり取て以て賣買の料に充つべく正金を要する場合には一電の下に何十何百萬の金を海外より呼ぶ可し何ほど手廣き相場を行ふとも其間に何等の不足、何等の不自由をも感ぜざるなり金の定期賣買を爲すの必要既に前に述べたる如く金の供給亦既に斯くの如くなる以上は一日も早く之に着手して我商人の眼界を開き廣く海外の商機に頷敏ならしめんと我輩の敢て勸告する所なり

たるを問はず古來如何なる漁業上の慣行ありしやの二事に就て兩縣漁業者及び官民の間に大紛擾を生じたるものと知るべし當時恰も地方官會議の東京に開かれし際なれば兩縣知事は上京不在中にて更に其紛議を知らざりしが勝間田愛媛縣知事は愛子の病氣危篤なりとの報に接し會議の半に歸途に就き途次紛議の中心たる今治に立寄り始めて事の顚末を聞けり固より打捨て置くべきにあらねば歸廳後早々警部長を廣嶋に派して先づ行政の區域に就て談判せしめたりしが寺田廣嶋縣警部長は之に答ふるに海面上は行政の區域なき旨を以てし種々談判の末遂に相當の金錢を廣嶋漁業組合より支拂し漁業を許されたし尤も入漁料とか入場料とか云へる名義にて差出すみとは宜しからざれば此旨承知の上返答ありたしとの事なりしかば警部長は之を知事よりの命令外なれば歸縣の上返事すべしとて愛媛縣に歸り知事に復命したるが勝間田知事は鍋嶋知事に直接に談判すべければとて警部長をして其旨廣嶋縣に電報せしめ尙ほ直に上京せしめて內務大臣に稟議せしめたり當時鍋嶋知事は上京中なれば彼是協議の末內務大臣は直に電報を廣嶋縣に發して警官の汽船に乘組みしものを悉く引揚げしめ尙ほ愛媛縣知事には此際成るべく漁業者を引致せざる樣取計ふべき旨を注意したり越て六月二十五日に至り愛媛の漁民二名が擒にせられたる事を始めとして双方の間に大爭鬪を惹起し二十六日には愛媛縣の漁民は此復讐を爲し尙ほ三十日に至りては十名の愛媛漁民は尾ノ道に引致せられ强盜罪を以て告發せられたり今は是迄なりとて三十一日には愛媛縣より七十名の巡査警部を派遣して愛漁者の處分を爲さんとせしに兩方の間に一大修羅場を現し巡査七名負傷の上遂に四十七名の廣嶋漁業者を引致し來りたり而して此四十七人を取調べたるに眞正の漁業者は僅に一人にして他は新平民其他雇入れし無賴漢なり加之爭鬪の間に引揚げたる證據物品には棍棒四十本はかりありて然かも皆廣嶋縣漁業組合の燒印及番號の記入ありしよし當時廣嶋縣民は愛媛の巡査扨刀したりとて之を責め愛媛にては扨刀せずと言爭ひ居れり斯くの如く記載し來れば曲は多く廣嶋にあるもの〻如くなれども愛媛縣にても人氣激昂し今治に滯在せし廣嶋縣人（漁業上の通信を爲すもの）二名の居宅に亂暴を働きしみとあり尙ほ前記四十七人を引致し今治に上陸せし際は同地の人民中には彼等に向て石を投ぜしものあり尤も此暴行者は間もなく捕縛したるよしなれども事態此の如くにして曲直容易に判じ難く益々激烈なる爭鬪を生ずるの恐あるを以て此に兩縣知事及漁業組合員は尾ノ道に會合し協議する處ありしが結局談判纏まらず遂に此程鍋嶋、勝間田の兩知事は上京の上一面には內務大臣に事情を具申し一面には農商務大臣が漁業紛議の裁定を爲すに當り古來の慣行を詳述して其參考に供せんと昨今奔走中なりと云ふ

○農商務大臣の裁定に就て

廣嶋愛媛兩縣漁業紛議事件は農商務及び內務の二省に亘る問題にして過日來の如く双方の間に爭鬪を惹起すが如きことあらば治安の上に於て內務大臣たるものは相當の調合、注意をなさゞるべからず藤に音川警保局主事の同地方に赴きたるも全く之が爲めなり而して其漁業上の慣行を調査して紛議の根原を究め且つ後來の紛議を防がんが爲めに相當の報告、及慣行に關する意見を主として兩縣漁業者及び官民の間に大紛擾を生じたる紛に沿革、及慣行にあるか曲直の何れにあるかを調査の結果として再び其紛議を知らざりしが勝間田愛媛縣知事は愛子の病氣危篤なりとの報に接し會議の半に歸途に就き途次紛議の中心たる今治に立寄り始めて事の顚末を聞けり固より打捨て置くべきにあらねば歸廳後早々警部長を廣嶋に派して先づ行政の區域に就て談判せしめたりしが寺田廣嶋縣警部長は之に答ふるに海面上は行政の區域なき旨を以てし種々談判の末遂に相當の金錢を廣嶋漁業組合より支拂し漁業を許されたし尤も入漁料とか入場料とか云へる名義にて差出すみとは宜しからざれば此旨承知の上返答ありたしとの事なりしかば警部長は之を知事よりの命令外なれば歸縣の上返事すべしとて愛媛縣に歸り知事に復命したるが勝間田知事は鍋嶋知事に直接に談判すべければとて警部長をして其旨廣嶋縣に電報せしめ尙ほ直に上京せしめて內務大臣に稟議せしめたり當時鍋嶋知事は上京中なれば彼是協議の末內務大臣は直に電報を廣嶋縣に發して警官の汽船に乘組みしものを悉く引揚げしめ尙ほ愛媛縣知事には此際成るべく漁業者を引致せざる樣取計ふべき旨を注意したり越て六月二十五日に至り愛媛の漁民二名が擒にせられたる事を始めとして双方の間に大爭鬪を惹起し二十六日には愛媛縣の漁民は此復讐を爲し尙ほ三十日に至りては十名の愛媛漁民は尾ノ道に引致せられ强盜罪を以て告發せられたり今は是迄なりとて三十一日には愛媛縣より七十名の巡査警部を派遣して愛漁者の處分を爲さんとせしに兩方の間に一大修羅場を現し巡査七名負傷の上遂に四十七名の廣嶋漁業者を引致し來りたり而して此四十七人を取調べたるに眞正の漁業者は僅に一人にして他は新平民其他雇入れし無賴漢なり加之爭鬪の間に引揚げたる證據物品には棍棒四十本はかりありて然かも皆廣嶋縣漁業組合の燒印及番號の記入ありしよし當時廣嶋縣民は愛媛の巡査扨刀したりとて之を責め愛媛にては扨刀せずと言爭ひ居れり斯くの如く記載し來れば曲は多く廣嶋にあるもの〻如くなれども愛媛縣にても人氣激昂し今治に滯在せし廣嶋縣人（漁業上の通信を爲すもの）二名の居宅に亂暴を働きしみとあり尙ほ前記四十七人を引致し今治に上陸せし際は同地の人民中には彼等に向て石を投ぜしものあり尤も此暴行者は間もなく捕縛したるよしなれども事態此の如くにして曲直容易に判じ難く益々激烈なる爭鬪を生ずるの恐あるを以て此に兩縣知事及漁業組合員は尾ノ道に會合し協議する處ありしが結局談判纏まらず遂に此程鍋嶋、勝間田の兩知事は上京の上一面には內務大臣に事情を具申し一面には農商務大臣が漁業紛議の裁定を爲すに當り古來の慣行を詳述して其參考に供せんと昨今奔走中なりと云ふ

○愛知縣に於ける

全國中にも佛教の盛なる敬虔が同縣の名古屋市徒を刺激したりと見えみなら寸爾來縣內の僧は殆んど絕之間無く此を議するもあれば盛に議するもあり其甚しきは耶を冠して巡回演說を奔せる模樣なりと此頃

○海外旅券下附

去月中下附せし海外旅此人員千八百五十三人行男三十七人女五人百十七人女三百六十人英領香港行男五人女盤國行男一人北太平洋國行男六人なり又同月百十六人にて內英國英領加奈陀より男一人清國より男二人女二人り男二人朝鮮國より女出發見合旅券返納のに於て外國人に下附せ九十葉にして此員せば英國人四十四人米人八人伊國人一人瑞西人、瑞典諾威國人一人

○學生召集の延期

中監督學生志願者入學條の期限を七月廿日迄延期したる旨陸軍大臣

○九州炭礦株式會

七時より大坂東區平野五十四名にて先づ創業五百株に對し申込六百本金五十萬圓に百萬圓なし九州地方の坑主との說起りたれども結するみとし當分此儘み又重役の選擧も終りのみとに決議し次に定名（專務取締一名）に瑞重役の選擧を行ひしに しが尙ほ翌日中之議銀務取締役の互選を爲し

取締役　許斐　惠　助
　　木村權右衛門
監査役　平尾　幸太郎
　　岩井　幹太郎

官報

○勅令

朕陸軍諸鎌工下長補充條例ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十六年七月七日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第六十九號

陸軍諸鎌工下長補充條例

第一條　陸軍諸鎌工下長ヲ補充スルニハ陸軍憲兵諸軍兵隊ノ諸鎌工卒ニシテ陸軍獸醫學校卒業ノ者ヲ以テス

第二條　前條ノ諸鎌工卒ヲ諸鎌工下長ニ任スルニハ陸軍省軍務局長ハ本業人名簿ヲ陸軍大臣ニ呈シ認可ヲ請ヒ師團長ヲ經テ聯隊長ニ移シ聯隊長ハ聯隊ニ缺員アル毎ニ之ヲ任ス

第三條　諸鎌工下長ニ任セラレタル者ノ兵役期限ハ入隊ノ日ヨリ起算シ五箇年間現役ニ服セシメ其役終ルノ後前役ヲ通算シ七箇年ニ滿ル迄ハ補充役ニ十二箇年ニ滿ル迄ハ後備役ニ服セシム

第四條　各兵科現役下士補充條例第二條第二項及第八條第九條第十條第十一條第十二條第十三條ハ本條例ニ適用ス

附則

第五條　舊陸軍諸鎌學舍卒業ノ者ニシテ諸鎌工下長ニ任セラレタル者ノ兵役期限ハ改正以前ノ規定ニ依ル

○遞信省告示第百八十四號

香港郵政廳媒介英領印度宛郵便爲替ノ振出ヲ停止スル旨通知アリタリ

明治二十六年七月八日

遞信大臣伯爵黑田清隆

雜報

○愛媛廣嶋兩縣漁業紛議事件に就ては每々

本紙上に記載する處ありしが尙ほ當局者より紛議の顚末を詳細に聞取りたれば重ねて之を掲げんに元來紛議の場所たる燈灘は全國稀有の富漁場にして鯛、馬嚙魚の捕獲非常に夥しく一網に一萬尾以上を得るみと敢て珍しからず就中鯛の如きは潮の加減によりて多くは此處に孵卵し古來有名の漁場なるが地圖によりて之を見れば一帶の海面は愛媛縣に接近し殊に同縣管下の群嶋之を圍繞し往時にありては當今治藩の領分に屬せしよし左れば廣嶋縣より此處に入漁せんとするものは相當の料金を拂ふの例ありしが本年は如何なる事の行違ひにや廣嶋漁船は無斷にて此地に入込み鯛の期節なる四月頃に至り無數の漁船は二艘の汽船に保護せられつゝ毎日入漁するより遂に一場の衝突を惹起せり此衝突たる一は漁業上の慣行一は行政權の區域に關係する者にして要は只其海面の二縣何れに屬するや又其屬地の何